

自己資本比率規制（バーゼルⅢ） 第3の柱（市場規律）に基づく開示

信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項として、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項を本章で開示しております。

【定性的な開示事項】

1. 連結の範囲に関する事項

当金庫の企業集団は子会社（100%所有）「かしんビジネスサービス（株）」1社であり、それを連結子会社としております。

2. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されています。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

- 普通出資・・・ ①発行主体：鹿児島信用金庫
- ②コア資本に係る基礎項目の額に
算入された額：4,124百万円

3. 自己資本の充実に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。さらに、繰延税金資産につきましては、自己資本に占める割合も低く、依存している状況ではないと評価しています。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

4. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、与信先の倒産や財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクを金融機関が保有する最大のリスクと考え、「信用リスク管理要領」を策定し、その中で与信業務に関する基本方針を定めた「与信判断の指針」（クレジットポリシー）を定めており、その理解と遵守を広く役職員に促し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。信用リスクの評価については、信用格付システムによる信用格付別、自己査定システムによる債務者区分別、特定の業種に偏らないための業種別、さらには与信集中を抑制するため大口与信先明細・グループ別明細による管理などを行っています。また、四半期毎に信用リスクの計量化を行い、適宜管理しております。

貸出案件の審査・管理にあたっては、審査部門と営業推進部門を分離し、審査の独立性の保持と相互牽制が働く体制をとっています。また、信用リスクの管理状況については自己査定管理委員会、統合リスク管理委員会などの各種委員会において協議・検討を行い、必要に応じて理事会、常勤理事会へ報告する態勢を構築しています。

貸倒引当金については、「自己査定基準」及び「償却及び引当金の計上に関する規程」に基づき、自己査定作業により確定した債務者区分ごとに算定しています。一般貸倒引当金を計上する正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。また、個別貸倒引当金について、破綻懸念先は担保、保証を除いた未保全額に貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出し、実質破綻先、破綻先については担保、保証を除いた未保全額をそのまま引き当てています。その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

イ、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

- 格付投資情報センター
- 日本格付研究所
- Moody's
- S&Pグローバル・レーティング

ロ、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

- 格付投資情報センター
- 日本格付研究所
- Moody's
- S&Pグローバル・レーティング

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、金庫が定める「貸出事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ「住宅金融支援機構保証」、当金庫が採用している適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する「一般社団法人しんきん保証基金保証」等があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「貸出事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるよう管理して、信用リスクへの対応としては、リスク管理の観点から、担保による保全を図り、金庫が定める「引当基準」に則った適正な引当金を計上しております。なお、お客様との取引については、総与信取引における保全率との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引

に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っておりません。

その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、影響は限定的であります。

以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスクともに、適切なリスク管理に努めております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、証券化取引は行っておりません。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

○格付投資情報センター

○日本格付研究所

○Moody's

○S&Pグローバル・レーティング

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは「金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を被るリスクのことで、不適切な事務処理、システムの誤作動、或いは風説の流布・誹謗中傷などにより発生するリスク」と考えています。オペレーショナル・リスクに含まれるリスクは、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクであり、それぞれのリスクについて要領を策定し、確実にリスクを認識・評価する管理態勢となっています。また、これらのリスクにつきましては統合リスク管理検討部会、統合リスク管理委員会で協議・検討しており、必要に応じて理事会、常勤理事会へ報告を行っております。

9. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ

全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」等や「支払準備金の運用準則」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「資金運用規程」及び「支払準備金の運用準則」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利が上昇・下降することにより変動する資産価値の変動や、将来の収益に対しても影響を及ぼすことですが、当金庫では、これらについて定期的或いは変化が予測される時に評価・計測を行い、適宜、対応していく態勢をとっております。

実際には、一定の金利変動幅（例えば1%）による変動額の合計を金利リスク（ $\Delta E V E$ ）として計測、或いは金利変動を想定した収益予想（ $\Delta N I I$ ）、また、自己資本比率規制における第3の柱に関する金利リスクなどについてALM委員会で協議・検討を行い、必要に応じて理事会・常勤理事会へ報告を行うなど、金庫の健全経営に努めております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

○計測手法

基準日における、イールド・カーブの形状変化を

- ①パラレル上昇
- ②パラレル低下
- ③スティープ化
- ④フラット化
- ⑤短期金利上昇
- ⑥短期金利低下

の6パターンの金利変動シナリオに基づき変化させ、資産及び負債の経済価値の変化額を計算します。

この6パターンのシナリオで最大のリスク量を $\Delta E V E$ （デルタ・イー・ブイ・イー）として当金庫の金利リスクとしています。

○コア預金

対象：流動性預金（当座、普通、貯蓄、通知、別段、納税）

算定方法：コア預金内部モデルを使用

○算定に使用する金利感応資産・負債

資産勘定：預け金、有価証券、貸出金、その他の金利・期間を有する資産

負債勘定：預金、その他の金利・期間を有する負債

○算定に使用する金利ショック幅

：円貨で保有している資産・負債については1.0%

外貨で保有している資産・負債については該当国に応じて2.0%、2.5%、4.0%を適用する。

○リスク計測の頻度

：四半期

I. 単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位: 百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	14,542	14,554
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,127	4,124
うち、利益剰余金の額	10,457	10,492
うち、外部流出予定額(△)	41	61
うち、上記以外に該当するものの額	△1	△1
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	454	559
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	454	559
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	14,996	15,114
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	60	62
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	60	62
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	68
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	584	668
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	644	799
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	14,351	14,314
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	160,184	158,020
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	10,491	9,448
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	170,676	167,468
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.40%	8.54%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2.定量的な開示事項

(1)自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	160,184	6,407	158,020	6,320
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	160,094	6,403	157,845	6,313
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	276	11	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	92	3	—	—
国際開発銀行向け	0	0	—	—
地方公共団体金融機構向け	264	10	263	10
我が国の政府関係機関向け	573	22	602	24
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	6,031	241	6,931	277
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	301	12
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	66,994	2,679	75,991	3,039
中小企業等向け及び個人向け	32,801	1,312	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	33,380	1,335
トランザクター向け	—	—	453	18
抵当権付住宅ローン	1,576	63	—	—
不動産取得等事業向け	30,043	1,201	—	—
不動産関連向け	—	—	17,822	712
自己居住用不動産等向け	—	—	7,959	318
賃貸用不動産向け	—	—	5,291	211
事業用不動産関連向け	—	—	4,130	165
その他不動産関連向け	—	—	301	12
ADC向け	—	—	140	5
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
三月以上延滞等	844	33	—	—
延滞等向け	—	—	4,171	166
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	206	8
取立未済手形	38	1	—	—
信用保証協会等による保証付	1,951	78	2,243	89
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	1,282	51	—	—
出資等のエクスポージャー	1,282	51	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
株式等	—	—	372	14
上記以外	13,106	524	10,537	421
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,635	105	2,639	105
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	1,384	55
総株主等の議決権の自分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の自分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の自分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	10,470	418	6,513	260
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,441	57	5,302	212
ルックスルー方式	1,441	57	5,302	212
マニフェット方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	19	0
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を1パーセントで除して得た額(簡便法)	90	3	174	6
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	10,491	419	9,448	377
BI	—	—	6,172	—
BIC	—	—	740	—
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	170,676	6,827	167,468	6,698

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和5年度計数）。
6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和6年度計数）。
8. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%

(2)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞 エクスポ ージャー	延滞 エクスポ ージャー
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外 のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度		
国内	396,150	313,730	260,346	226,188	30,366	33,954	18,401	－	404	3,428
国外	6,067	6,896	－	－	6,067	6,896	－	－	－	－
地域別合計	402,217	320,626	260,346	226,188	36,433	40,850	18,401	－	404	3,428
製造業	17,946	17,676	14,360	13,588	3,586	4,088	－	－	23	186
農業、林業	1,212	1,247	1,212	1,247	－	－	－	－	－	23
漁業	199	256	199	256	－	－	－	－	－	62
鉱業、採石業、 砂利採取業	474	239	474	239	－	－	－	－	－	142
建設業	24,805	24,202	24,608	24,009	197	193	－	－	90	121
電気・ガス・熱供給・ 水道業	7,176	8,738	6,280	6,174	895	2,563	－	－	－	－
情報通信業	1,427	1,531	537	650	876	867	－	－	－	－
運輸業、郵便業	5,606	5,484	4,903	4,694	689	776	－	－	－	－
卸売業、小売業	27,535	26,014	26,643	25,133	892	881	－	－	111	571
金融業、保険業	63,483	56,832	4,842	5,691	7,451	8,172	－	－	－	47
不動産業	42,579	43,373	42,194	42,904	385	469	－	－	35	398
物品賃貸業	578	667	575	664	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・ 技術サービス業	1,170	1,133	1,071	937	99	196	－	－	－	2
宿泊業	2,833	2,943	2,833	2,943	－	－	－	－	－	11
飲食業	7,986	7,633	7,986	7,633	－	－	－	－	29	302
生活関連サービス 業、娯楽業	7,736	7,975	7,664	7,890	72	85	－	－	13	39
教育、学習支援業	5,562	5,554	5,562	5,554	－	－	－	－	－	142
医療、福祉	9,149	10,375	8,959	9,991	190	384	－	－	－	647
その他のサービス	14,582	14,598	14,351	14,367	227	223	－	－	36	196
国・地方公共団体等	30,753	34,893	9,885	12,945	20,868	21,948	－	－	－	－
個人	37,427	38,647	37,427	38,647	－	－	－	－	64	531
その他	91,973	10,582	37,761	2	－	－	18,401	－	－	－
業種別合計	402,217	320,626	260,346	226,188	36,433	40,850	18,401	－	404	3,428
1年以下	77,433	69,038	37,326	38,391	1,154	1,912	－	－		
1年超3年以下	22,046	25,584	18,771	20,073	3,275	5,511	－	－		
3年超5年以下	39,290	40,853	24,197	22,337	8,093	7,516	－	－		
5年超7年以下	36,866	35,132	31,393	29,875	5,473	5,257	－	－		
7年超10年以下	40,221	44,187	35,126	36,428	2,095	6,759	－	－		
10年超	92,839	91,872	76,499	77,978	16,340	13,894	－	－		
期間の定め のないもの	93,522	13,960	37,029	1,099	－	－	18,401	－		
残存期間別合計	402,217	320,626	260,346	226,188	36,433	40,850	18,401	－		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(注) 資料編46ページをご覧ください。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業種区分	個 別 貸 倒 引 当 金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度
製造業	19	28	28	22	0	4	19	23	28	22	10	12
農業、林業	－	9	9	9	－	－	－	9	9	9	0	－
漁業	74	71	71	123	－	－	74	71	71	123	－	－
鉱業・採石業、 砂利採取業	－	－	－	61	－	－	－	－	－	61	－	180
建設業	37	25	25	135	3	2	34	22	25	135	52	3
電気・ガス・ 熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	0	－	－	－	－	－	0	－	－	－	1	－
卸売業、小売業	14	35	35	70	0	0	14	35	35	70	13	5
金融業、保険業	172	223	223	－	－	223	172	－	223	－	2	146
不動産業	35	31	31	34	11	1	23	30	31	34	12	13
物品賃貸業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・ 技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿泊業	50	43	43	1	－	－	50	43	43	1	－	3
飲食業	138	138	138	140	－	－	138	138	138	140	2	1
生活関連サービス業、 娯楽業	9	11	11	10	－	－	9	11	11	10	0	0
教育、学習支援業	15	16	16	21	0	0	15	16	16	21	－	－
医療、福祉	155	112	112	158	122	5	32	107	112	158	181	1
その他のサービス	77	77	77	64	－	－	78	77	77	64	2	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人	28	23	23	32	1	0	25	22	23	32	25	8
合 計	828	850	850	888	139	239	689	611	850	888	307	376

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重 平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和6年度					
現金	4,463	－	4,463	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	27,938	－	27,938	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	23,123	－	23,123	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	2,631	－	2,631	－	263	10
我が国の政府関係機関向け	6,826	－	6,826	－	602	9
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	33,504	－	33,504	－	6,931	21
第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	1,509	－	1,509	－	301	20
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	93,450	13,684	90,772	2,903	75,991	81
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	57,010	29,392	54,155	2,698	33,380	59
トランザクター向け	－	19,211	－	1,251	453	36
不動産関連向け	27,140	9	26,984	9	17,822	66
自己居住用不動産等向け	14,673	9	14,617	9	7,959	54
賃貸用不動産向け	7,467	－	7,460	－	5,291	71
事業用不動産関連向け	4,369	－	4,312	－	4,130	96
その他不動産関連向け	505	－	502	－	301	60
ADC向け	124	－	93	－	140	150
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
延滞等向け(自己居住用不動産等向 けを除く。)	3,286	49	3,276	34	4,171	126
自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞	227	12	227	12	206	86
取立未済手形	－	－	－	－	－	－
信用保証協会等による保証付	31,669	387	31,669	38	2,243	7
株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	372	－	372	－	372	100
合 計					141,985	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	4,463	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	27,938	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	23,123	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	2,631	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	800	6,026	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	32,603	-	-	-	-	-	400	-	-	501	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	1,509	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	6,697	-	-	-	-	-	-	-	-	5,086	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,251	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,251	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	816	397	1,806	-	667	-	535	-	1,420	1,075	-	1,448	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	816	397	1,185	-	-	-	535	-	-	1,075	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	620	-	667	-	-	-	1,420	-	-	946	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	502	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	388	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	9,270	22,437	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	65,596	31,095	-	40,117	397	1,806	-	667	-	935	-	2,672	7,051	-	1,448	-

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合 計	
	令和6年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,463	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27,938	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23,123	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,631	
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,826	
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,504	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,509	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	63,375	-	-	18,515	-	-	-	-	-	-	-	-	93,675	
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	49,560	-	-	-	-	6,042	-	-	-	-	-	-	-	-	56,853	
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,251	
不動産関連向け	11,402	1,223	-	-	1,487	-	-	2,502	2,035	-	-	173	-	-	-	26,994	
自己居住用不動産等向け	10,613	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,626	
賃貸用不動産向け	-	1,221	-	-	-	-	-	2,502	-	-	-	79	-	-	-	7,460	
事業用不動産関連向け	788	-	-	-	1,487	-	-	-	2,035	-	-	-	-	-	-	4,312	
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	502	
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	93	-	-	-	93	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	604	-	-	-	-	2,317	-	-	-	3,310	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	240	-	-	-	-	-	-	-	-	240	
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31,708	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	372	-	-	372	
合 計	11,402	50,783	-	63,375	1,487	-	25,402	2,502	2,035	-	-	2,490	372	-	-	311,643	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	12,442	86,927
10%	7,675	37,633
20%	10,124	22,457
35%	—	4,749
50%	4,524	95
75%	—	78,098
100%	72	136,872
150%	—	543
合 計		402,217

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円、%)

令和6年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	165,087	7,281	10	165,805
40%～70%	14,540	14,813	10	15,298
75%	38,063	7,515	16	36,448
80%	—	—	—	—
85%	63,484	4,855	35	62,921
90%～100%	23,070	9,056	15	23,845
105%～130%	4,581	—	—	4,538
150%	2,444	14	10	2,411
250%	372	—	—	372
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	311,645	43,537	15	311,643

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(3)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,669	2,286	55,603	50,479	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(4)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	41	48
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
①派生商品取引合計	331	543	331	543
(i)外国為替関連取引	291	512	291	512
(ii)金利関連取引	10	9	10	9
(iii)金関連取引	—	—	—	—
(iv)株式関連取引	29	22	29	22
(v)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	331	543	331	543

(5)証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

ロ. 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

(6)出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	2,171	2,171	2,725	2,725
非上場株式等	2,273	2,273	2,273	2,273
合 計	4,445	4,445	4,979	4,979

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
売却益	—	45
売却損	—	19
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

(7)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	11,317	35,664
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(8)金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度
1	上方パラレルシフト	2,820	2,889	2	36
2	下方パラレルシフト	0	239	0	0
3	スティープ化	2,537	2,502		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,820	2,889	2	36
		ホ		ヘ	
		令和6年度		令和5年度	
8	自己資本の額	14,314		14,351	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

Ⅱ. 連結会計年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	14,549	14,562
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,127	4,124
うち、利益剰余金の額	10,464	10,500
うち、外部流出予定額(△)	41	61
うち、上記以外に該当するものの額	△1	△1
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	454	559
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	454	559
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	15,003	15,121
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	60	62
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	60	62
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	68
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	584	668
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	644	799
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	14,358	14,322
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	160,173	158,006
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	10,485	9,448
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	170,658	167,454
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.41%	8.55%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

2.定量的な開示事項

(1)自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	160,173	6,406	158,006	6,320
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	160,082	6,403	157,831	6,313
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	276	11	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	92	3	—	—
国際開発銀行向け	0	0	—	—
地方公共団体金融機構向け	264	10	263	10
我が国の政府関係機関向け	573	22	602	24
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	6,031	241	6,931	277
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	301	12
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	66,994	2,679	75,991	3,039
中小企業等向け及び個人向け	32,801	1,312	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	33,380	1,335
トランザクター向け	—	—	453	18
抵当権付住宅ローン	1,576	63	—	—
不動産取得等事業向け	30,043	1,201	—	—
不動産関連向け	—	—	17,822	712
自己居住用不動産等向け	—	—	7,959	318
賃貸用不動産向け	—	—	5,291	211
事業用不動産関連向け	—	—	4,130	165
その他不動産関連向け	—	—	301	12
ADC向け	—	—	140	5
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
三月以上延滞等	844	33	—	—
延滞等向け	—	—	4,171	166
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	206	8
取立未済手形	38	1	—	—
信用保証協会等による保証付	1,951	78	2,243	89
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	1,262	50	—	—
出資等のエクスポージャー	1,262	50	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
株式等	—	—	352	14
上記以外	13,114	524	10,543	421
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,635	105	2,639	105
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	1,384	55
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	10,478	419	6,519	260
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,441	57	5,302	212
レック・スルー方式	1,441	57	5,302	212
マナート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	19	0
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を1/10パーセントで除して得た額(簡便法)	90	3	174	6
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を1/10パーセントで除して得た額	10,485	419	9,448	377
BI	—	—	6,172	—
BIC	—	—	740	—
ハ. 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額(イ+ロ)	170,658	6,826	167,454	6,698

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和5年度計数）。
6. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫グループは、標準的計手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和6年度計数）。
8. 連結総所要自己資本額＝連結リスク・アセットの合計額（連結自己資本比率の分母の額）×4%。

(2)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー 及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域・業種別・残存期間別＞

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞 エクスポ ージャー	延滞 エクスポ ージャー
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度		
国内	396,138	313,716	260,346	226,188	30,366	33,954	18,401	－	404	3,428
国外	6,067	6,896	－	－	6,067	6,896	－	－	－	－
地域別合計	402,205	320,612	260,346	226,188	36,433	40,850	18,401	－	404	3,428
製造業	17,946	17,676	14,360	13,588	3,586	4,088	－	－	23	186
農業、林業	1,212	1,247	1,212	1,247	－	－	－	－	－	23
漁業	199	256	199	256	－	－	－	－	－	62
鉱業、採石業、 砂利採取業	474	239	474	239	－	－	－	－	－	142
建設業	24,805	24,202	24,608	24,009	197	193	－	－	90	121
電気・ガス・熱供給・ 水道業	7,176	8,738	6,280	6,174	895	2,563	－	－	－	－
情報通信業	1,427	1,531	537	650	876	867	－	－	－	－
運輸業、郵便業	5,606	5,484	4,903	4,694	689	776	－	－	－	－
卸売業、小売業	27,535	26,014	26,643	25,133	892	881	－	－	111	571
金融業、保険業	63,463	56,812	4,842	5,691	7,451	8,172	－	－	－	47
不動産業	42,579	43,373	42,194	42,904	385	469	－	－	35	398
物品賃貸業	578	667	575	664	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・ 技術サービス業	1,170	1,133	1,071	937	99	196	－	－	－	2
宿泊業	2,833	2,943	2,833	2,943	－	－	－	－	－	11
飲食業	7,986	7,633	7,986	7,633	－	－	－	－	29	302
生活関連サービス 業、娯楽業	7,736	7,975	7,664	7,890	72	85	－	－	13	39
教育、学習支援業	5,562	5,554	5,562	5,554	－	－	－	－	－	142
医療、福祉	9,149	10,375	8,959	9,991	190	384	－	－	－	647
その他のサービス	14,582	14,598	14,351	14,367	227	223	－	－	36	196
国・地方公共団体等	30,753	34,893	9,885	12,945	20,868	21,948	－	－	－	－
個人	37,427	38,647	37,427	38,647	－	－	－	－	64	531
その他	91,981	10,588	37,761	2	－	－	18,401	－	－	－
業種別合計	402,205	320,612	260,346	226,188	36,433	40,850	18,401	－	404	3,428
1年以下	77,433	67,096	37,326	36,449	1,154	1,912	－	－		
1年超3年以下	22,046	24,184	18,771	18,673	3,275	5,511	－	－		
3年超5年以下	39,290	40,852	24,197	22,336	8,093	7,516	－	－		
5年超7年以下	36,866	35,132	31,393	29,875	5,473	5,257	－	－		
7年超10年以下	40,221	44,187	35,126	36,428	2,095	6,759	－	－		
10年超	92,839	91,872	76,499	77,978	16,340	13,894	－	－		
期間の定め のないもの	93,510	17,289	37,029	1,099	－	－	18,401	－		
残存期間別合計	402,205	320,612	260,346	226,188	36,433	40,850	18,401	－		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

単体における開示内容に準じております。資料編46ページをご覧ください。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

単体における開示内容に準じております。資料編61ページをご覧ください。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重 平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和6年度					
現金	4,463	－	4,463	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	27,938	－	27,938	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	23,123	－	23,123	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	2,631	－	2,631	－	263	10
我が国の政府関係機関向け	6,826	－	6,826	－	602	9
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	33,504	－	33,504	－	6,931	21
第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	1,509	－	1,509	－	301	20
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	93,450	13,684	90,772	2,903	75,991	81
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	57,010	29,392	54,155	2,698	33,380	59
トランザクター向け	－	19,211	－	1,251	453	36
不動産関連向け	27,140	9	26,984	9	17,822	66
自己居住用不動産等向け	14,673	9	14,617	9	7,959	54
賃貸用不動産向け	7,467	－	7,460	－	5,291	71
事業用不動産関連向け	4,369	－	4,312	－	4,130	96
その他不動産関連向け	505	－	502	－	301	60
ADC向け	124	－	93	－	140	150
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
延滞等向け(自己居住用不動産等向 けを除く。)	3,286	49	3,276	34	4,171	126
自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞	227	12	227	12	206	86
取立未済手形	－	－	－	－	－	－
信用保証協会等による保証付	31,669	387	31,669	38	2,243	7
株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	352	－	352	－	352	100
合 計					141,965	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	4,463	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	27,938	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	23,123	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	2,631	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	800	6,026	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	32,603	-	-	-	-	-	400	-	-	501	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	1,509	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	6,697	-	-	-	-	-	-	-	-	5,086	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,251	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,251	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	816	397	1,806	-	667	-	535	-	1,420	1,075	-	1,448	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	816	397	1,185	-	-	-	535	-	-	1,075	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	620	-	667	-	-	-	1,420	-	-	946	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	502	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	388	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	9,270	22,437	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	65,596	31,095	-	40,117	397	1,806	-	667	-	935	-	2,672	7,051	-	1,448	-

(単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合 計
	令和6年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,463
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27,938
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23,123
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,631
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,826
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,504
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,509
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	63,375	-	-	18,515	-	-	-	-	-	-	-	-	93,675
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	49,560	-	-	-	-	6,042	-	-	-	-	-	-	-	-	56,853
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,251
不動産関連向け	11,402	1,223	-	-	1,487	-	-	2,502	2,035	-	-	173	-	-	-	26,994
自己居住用不動産等向け	10,613	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,626
賃貸用不動産向け	-	1,221	-	-	-	-	-	2,502	-	-	-	79	-	-	-	7,460
事業用不動産関連向け	788	-	-	-	1,487	-	-	-	2,035	-	-	-	-	-	-	4,312
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	502
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	93	-	-	-	93
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	604	-	-	-	-	2,317	-	-	-	3,310
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	240	-	-	-	-	-	-	-	-	240
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31,708
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	372	-	-	372
合 計	11,402	50,783	-	63,375	1,487	-	25,402	2,502	2,035	-	-	2,490	372	-	-	311,643

(注) 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

へ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	12,442	86,927
10%	7,675	37,633
20%	10,124	22,457
35%	—	4,749
50%	4,524	95
75%	—	78,098
100%	72	136,861
150%	—	543
合 計		402,205

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、ます。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円、%)

令和6年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当 額の合計額 (CCF・信用 リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	165,087	7,281	10	165,805
40%～70%	14,540	14,813	10	15,298
75%	38,063	7,515	16	36,448
80%	—	—	—	—
85%	63,484	4,855	35	62,921
90%～100%	23,070	9,056	15	23,845
105%～130%	4,581	—	—	4,538
150%	2,444	14	10	2,411
250%	372	—	—	372
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	311,645	43,537	15	311,643

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
 2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(3)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

単体における開示内容に準じております。資料編65ページをご覧ください。

(4)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

単体における開示内容に準じております。資料編65ページをご覧ください。

(5)証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 連結グループがオリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)
 該当ありません。

ロ. 連結グループが投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)
 該当ありません。

(6)出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	2,171	2,171	2,725	2,725
非上場株式等	2,253	2,253	2,253	2,253
合 計	4,425	4,425	4,979	4,979

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

単体における開示内容に準じております。資料編66ページをご覧ください。

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

ニ. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

(7)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

単体における開示内容に準じております。資料編66ページをご覧ください。

(8)金利リスクに関する事項

単体における開示内容に準じております。資料編66ページをご覧ください。

<報酬体系について>

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2) 令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位: 百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	102

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」82百万円、「賞与」一百万円、「退職慰労金」19百万円となっております。

なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であつて、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

なお、令和6年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 令和6年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

発 行 鹿児島信用金庫 総合企画部

〒892-8586 鹿児島市名山町1番23号

TEL (099)223-0141(代表)

ホームページ <https://kashin.co.jp/>

